

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月二十日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マミーマート深井店

埼玉県北本市深井二丁目一番一号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎悦久  
埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

（変更後）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文  
埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎悦久  
埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外 計六者

（変更後）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文  
埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十四年十二月二十一日外

二 届出年月日

令和元年九月六日

#### 三 縦覧期間

令和元年九月二十日から令和二年一月二十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月二十日から令和二年一月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課